



人身取引：現状と政策的取り組み（第3回講演）

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2013-01-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 吉田, 容子 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10466/12695

第3回講演

人身取引—現状と政策的取り組み

吉田 容子

ご紹介いただきました弁護士の吉田です。今日は最初に25分くらいDVDを見ていただきます。2004年頃、警察庁が監修をし、その外郭団体が作ったDVDです。少し古いのですが、今でも基本的にはあまり変わっていないだろうということで、実態をお見せします。

〈DVD〉

1 Trafficking in Persons (TIP)

1.1 Human Trafficking, Trafficking in Persons (TIP)

トラフィッキング、人身取引、人身売買

これは、人身取引される女性と子どもが、どこからどこへ移送されていくかを示した地図です。アメリカのジョーンズ・ホプキンス大学のウェブサイトからとりました。被害者の出身国（送り出し国）は、アジアだけでなく、アフリカや中近東等がありますが、この地図は東南アジアからの人身取引のルートを挙げています。日本に向けて、タイ、フィリピン、インドネシアや中国あたりから人が送られています。この地図は若干古いですが、今もほぼこんな感じで続いています。

次に、言葉の説明をします。今のDVDではトラフィッキングと言っていました。英語ではHuman TraffickingやTrafficking in Personsです。

これを日本では「人身取引」あるいは「人身売買」と訳しています。法律的には「人身取引」と「人身売買」に違いがありますが、あまりそれを気にしなければ、ほぼ同じ意味と考えていただいてもよいと思います。また、英語のTrafficking in Personsの頭文字をとるとTIPとなりますが、英語文献の中では略語としてしばしばTIPが使われています。そこで、ここからはTIPと呼ばせていただきます。

1.2 被害は世界中でおきている

TIPは世界中でおきていると言われてはいますし、実際、そうだと思います。しかし、一体どれくらいの人が被害に遭っているのかというと、実はよく分からないのです。

何故かというと、まず人の移動というのは国内で起こる場合もあるし、国境をまたぐ場合もあるからです。国内での人の移動は、これをチェックするポイントは特にありませんから、移動の実態は分からない。国境をまたぐ場合には、普通は国境でのパスポート・コントロール、イミグレーションのチェックを受けますが、例えば日本は周りが海ですから、空港や港を通らず、あるいは入管を通らないで日本に入ってくるのが可能です。同様に、例えばアメリカは、カナダとのボーダーもメキシコとのボーダーも、ものすごく長く、その全部を常時監視することは不可能です。つまり、入管がチェックできない所から入って来ることは、陸からでも海からでも可能であり、実際にどれくらいの人が移動しているのかはよく分かりません。

それから、入管を通る場合も、被害者の女性を引率してきた加害者が入管に対し「この女性を売り飛ばすために連れてきたんだ」などと言うわけがありません。被害女性も、入管を通る時点では自分が被害に遭っていることに気付いていないので、「私は売り飛ばされてきました」とは言いません。観光や家族訪問、興行の仕事など、必ず正当な理由・目的を言って、入国許可をもらいます。一度国内に入ってしまうと、どこで何をしているのか、させられているのか、実態はつかめなくなります。

そういう意味で、正直なところ、被害者の人数はよく分かりません。しかし、そうは言っても様々な推計がなされています。

まず、ILO（国際労働機関）の推計ですが、強制労働とか性的奴隷の被害者は1230万人ほどいると推計されています。これは、毎年それだけの被害者が新たに発生するというのではなく、ある瞬間を切り取ったらトータルでそれ位いるだろうということです。その2割の約230万人がTIPの被害者であろうと推定されています。ILOによると、被害者の大部分がアジアに集中しています。出身国がアジアということです。

それ以外にも、国際機関や大学の推計がいろいろありますが、TIPの被害者数は400万人から2700万人位と非常に大きな幅があります。これは「推計だから」というだけでなく、「一体何をもって搾取ととらえるか」によっても異なるからです。TIPの定義は国連の議定書にあります。その解釈や具体的事案へのあてはめの過程で、厳格に考えたり、少し緩やかに考えたりで、どうしても幅がでてきます。ただ、いずれにしても、かなりたくさん被害者がいることは明らかです。

また、アメリカの国務省によれば、世界中で毎年約80万人が国境を越えて取引されており、その約80%が女性で、最大50%が子ども（18歳未満）であると言われています。国境を越えた被害者の多くは女性で、商業的性的搾取の目的で取引されているのです。

先ほどのDVDにもありましたが、TIPの目的は、何も性的搾取に限られません。非常に低賃金、長時間、悪環境下での労働など、奴隷労働的な労働搾取が目的の場合もあります。日本ではあまりないと思いますが、臓器摘出を目的としている場合もあります。ただ、1番多いのは、これはどの国も同じですが、性的搾取です。性的搾取がもう圧倒的に多い国もあるし、性的搾取も労働搾取も同じくらい多いという国もありますが、どの国でも性的搾取を目的とするTIPはあります。

それからもう1つ、TIPと言いますと国境をまたぐことだけを考えがちですが、実は国内でもTIP被害があります。その被害者が「数百万人」いるというのはアメリカの国務省の報告書からとった数字ですが、国内でのTIPの場合、強制労働を目的とすることが多いと言われています。実は日本でも、国内でのTIP被害者がいることは政府も認定しており、16歳か17歳の少女がTIP被害者ということで認定されました。

これらのTIPで、どのくらい加害者側は儲かるのか。ILOは、搾取側の得る利益を1年で320億ドル、1人あたり平均1万3千ドルと推計しています。人間の売り買いというのは、すごい儲けを産み出すのです。

1.3 国際社会の努力

UNODC（国連薬物犯罪事務所）によれば、被害者の出身国は127カ国、受け入れ国は137カ国であり、本当に世界中で被害が生じていることになります。

先ほどのDVDに国連総会の場面が少し出ていましたが、国際社会はTIPを根絶するための努力をしています。20世紀に入ってからTIPについて言及した条約が実は10以上あり、女性差別撤廃条約の中にも1条はいつています。ただ、これらの条約はあまり効果がなかった。何故かというと、1つは、TIPの定義がはっきりしないということ。もう1つは、条約は締結国に履行の努力を求めるのですが、きちんと努力しているかどうかをチェックするシステムがなかったこと。主にその2つが理由で、これまでの条約はあまり効果がなかったと言われていました。

それではダメだということで、国際社会が本格的に検討してできた条約が、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」（TIP議定書）です。議定書というのは耳慣れない言葉かも知れませんが、一種の条約です。「国際的な組織犯罪防止に関する国際連合条約」には3つの議定書があり、その1つがこのTIP議定書です。この両者を親条約と子条約、あるいは本体条約と議定書と呼んだりしますが、いずれも2000年11月に国連総会で採択されました。先ほどのDVDに出ていましたが、既に発効しています。日本は既にこれらの条約に署名をしており、TIP議定書については締結についての国会承認も得ています。ただ、共謀罪の問題があって本体条約の国会承認が未了であるため、議定書もまだ締結には至っていません。

TIP議定書の目的は次の3つです。①TIPを防止し戦うこと、②被害者を保護し援助すること、③締約国間の協力を促進すること。また、TIP

対策の基本とされるのが、Prevention（防止）、Prosecution（摘発）、Protection（保護）であり、これらの頭文字をとって「3つのP」と言われています。

それから、もう一度条約の名前を見ていただきたいのですが、「組織犯罪の防止に関する国際連合条約」です。つまり、もともと、被害者をいかに救済しその人権を守るかということで作られた条約ではなく、国際的な組織犯罪をいかになくしていくのかという、刑事政策として作られた条約なのです。だから、この条約は被害者の保護という部分が弱い。この本体条約を補足するTIP議定書にも、同じ問題があります。それでは困るということで、UNHCHR（国連人権高等弁務官事務所）がTIP議定書の解釈についてガイドラインを出しました。その中には、被害者の人権の尊重を最重視すべきだということなどが書かれています。TIP議定書を解釈する際には、このガイドラインを参照し、被害者の人権について十分配慮することが必要であるというのが、現在のコンセンサスになっていると思います。

では国際社会ではどのような機関がTIPに取り組んでいるのか。まずはUNODC。先ほど言いましたが、犯罪防止条約という性格上、1番メインになっているのは、おそらくUNODCだと思います。しかしそれだけではなく、IOM（国際移住機関）、ILO（国際労働機関）、それからUNICEF（国際連合児童基金）等の国際機関が努力をしています。

1.4 TIPとは（定義）—人身取引議定書3条

もう一度、TIPの定義をみていただきます。TIP議定書の3条です。〈目的〉〈手段〉〈行為〉の3つからTIPを定義しています。

〈目的〉は「搾取」。性的搾取については、少なくとも「他の者を売春させて搾取することその他の形態の性的搾取」が含まれます。「搾取」が二重になっており少し分かりにくい訳ですが、英文を見ると確かにこうなります。例えばオランダやドイツの一部もそうだと思いますが、国によっては売買春が合法化されています。ですから、自ら売ることをイコール搾取というふうには書いてありません。「他の者を売春させて搾取すること」

と書いてあります。「他の者を売春させること」がイコール「搾取」になるのかという問題もありますが、日本では売春防止法がそのような行為を違法として処罰対象にしていますので、これは搾取にあたると解釈されています。「その他の形態の性的搾取」には、ポルノの被写体とすることやいわゆる性交類似行為なども含まれます。

労働搾取については、少なくとも「強制的な労働もしくは役務の提供、奴隷化もしくはこれに類する行為、隷属」が含まれます。著しい低賃金や悪条件下で労働させることが、これに該当しうと思います。

〈手段〉のところですが、「暴行、脅迫、欺罔」とあります。「欺罔」というのは「だますこと」です。それに続けて、「権力の濫用、脆弱な立場に乗ずること」とあります。「権力の濫用」は、例えば、残念なケースですが、親が子どもを売るという事案があり、これは親権の濫用です。また、何らかの理由、例えば金銭を貸し付けて、その債務の返済ができないという人に対し、金員返済の代わりにこれをやれと命じる場合もあります。「脆弱な立場に乗ずる」というのは、解釈本を読むと「他に選択肢がない状態」と書いてあります。典型例としては、先ほどDVDにもありましたが、親が病気、子どもが病気、学費がないというような理由。借金があって、返さないと家がとられてしまうという状態も考えられます。いろんな脆弱な立場があって、それに乗じて加害者の指示・指令に従わせることです。

さらに、「他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭もしくは利益の授受」ということも〈手段〉です。これはちょっと分かりにくいと思います。例えば、ある女性が日本に送られて来て、どこかの店に売られ、そこで働かされたとします。そこで「おまえは500万円の借金があるから売春して返せ」というふうに言われて、逃げることもできないので一所懸命働いた。店のオーナーは、遅刻したとか客の言うことを聞かなかった、体重が増えたなど様々な理由をつけて「罰金」を加え、なかなか「借金」を減らさないのですが、それでも彼女は一所懸命に働いたので、2年ぐらいたって、計算上は借金がなくなってきた。しかし、借金が計算上なくなっても、店のオーナーは「もう好きにしてもいいよ」と言って彼女を自由にすることは、これはしません。もう一儲けしようと考え、彼女を他

の店に「転売」します。この「転売」の際には、直接被害者に対する暴行、脅迫、欺罔などはしません。オーナー同士で話をして、オーナーの間でお金が動くだけです。そういう場合、もとの店のオーナーをA、転売先の店のオーナーをBとすると、「他の者を支配下に置く」、つまり被害者を支配下に置く者とはAです。この被害者を買い取りたいBは、Aの同意を得る目的でAにお金を払います。このようなケースがこの文言に当たります。

〈行為〉ののところには「人の獲得、輸送、引き渡し、藏匿、收受」とあります。簡単に言えば、「工場やレストランの仕事」とか、「客の隣で酒をついだり、話をするだけ」などとだまして勧誘し、あとはブローカーの手で被害者を目的地まで運び、店のオーナーなどに引き渡すこと。実は日本の刑法にもよく似た行為が犯罪として規定されています。どのような犯罪だと思いますか？ときどき新聞などに出る不幸な事件がありますよね。……1番近いのは「略取誘拐罪」です。略取誘拐とは、暴行や脅迫、欺罔（だます）、誘惑（うまいことを言って勧誘）を手段として、人を安全な状態から連れ出す行為。これが略取誘拐です。TIPとよく似ています。だから、2005年の刑法改正では、TIP対策として略取誘拐の章の条文が改正されました。

なお、TIPの定義を定めるTIP議定書3条には、「所定の手段が用いられた場合には、被害者が搾取に同意しているか否かを問わない」という文言があります。例えば、被害者が同意したので日本に連れて来て、1カ月フルに働かせて3万円ほどの給料を払う。被害者が3万円がよいと言ったのだから問題がないという考え方は、これは採らないということです。搾取に同意していようがまいが、所定の手段が用いられた場合には、TIPとして違法なのです。搾取への同意は、事実上強要された同意であって真摯な同意とは認めない、仮に強要が認められなくても法的にはそのような同意の効果は否定すべきだ、ということです。

さらに、被害者が「児童」の場合には、手段を問いません。「児童」とは18歳未満、17歳以下。被害者が18歳以上の場合には、所定の〈手段〉が必要ですが、被害者が17歳以下の場合には、搾取の目的で連れて来たらそれだけでTIPに該当するということです。

2 問題を捉える視点

2.1 地球規模の経済と人の移動

ここでは、この問題を考える視点を挙げてみました。

まず、地球規模で人が動いていること。経済活動も1国だけで完結することはなく、地球規模で他の国の経済も密接に関連していること。それから、人が非常に容易に移動するようになっていること等が挙げられます。

これらは、プラスの面もあると思いますが、逆にマイナスの面も生じている。典型的には、発展途上国と経済先進国の間の格差が拡大していること、経済先進国の中でも実は貧富の格差が拡大していること、同様に発展途上国の中でも貧富の格差が拡大していることです。

そういう中では、経済的に貧しい国や地域から、豊かな国や豊かな地域に人が流れていく。やはり、誰しも相応に豊かな暮らしを望みます。そうでなくても、明日食べるものがない、あるいは治療費すらないというような状態であれば、豊かな地域や国に行って、一所懸命働いて、送金したいと思うのは、ごく自然なことだろうと思います。そういう理由で人は動いていきます。

IOM（国際移住機関）の統計では、生まれた国以外で暮らす人々は2007年に約1億9千200万人います。日本の人口は1億3千万ほどですから、その約1.5倍の人たちが、国際移民となっているのです。しかも、その半分は女性だと言われています。何故かというと、多くの国で、女性は男性に比べて、教育や職業訓練、就業機会の制約があるからです。また、女性が家族を養うべきだ、自分を犠牲にしても養うのが女性としてあるべき姿だというふうに、多くの人が考えている国もあります。そのため、移民となっている男性の家族としての女性移民ではなくて、家族を養うために自ら働く女性の移民、そういう女性たちが増えています。

2.2 TIPのグローバル化

このように発展途上国から経済先進国への移民があり、日本は移住労働の目的国です。このような人の移動を前提にして、人身取引がやはりグロー

バル化しています。グローバル化している理由の1つは、先ほど挙げたベーシックな条件があり、もう1つは犯罪者たちのネットワークがあることです。つまり、push 要因とpull 要因がそれぞれにあり、さらにその2つをつなぐネットワークがあるからです。

例えば皆さんが海外に行く場合、普通は、旅行会社を選ぶなりして自分でコントロールできる範囲で行きますよね。それだけの知識も技術もお金もある。パスポートの用意、当座のお金や就労先など、何もかも全部エージェントに任せることは、おそろくないと思います。皆さんは、自分でコントロールできる。でも、そのようなことを自分でコントロールできない人たちがたくさんいます。それにも拘わらず、何故その人たちが日本やアメリカにいるかと言えば、それは御膳立てする人たちがいるわけです。

そういう意味で、push 要因とpull 要因をつなぐネットワークが必要です。しかも、送り出し国と中継国と受け入れ国、すべてを結ぶネットワークが必要です。TIP 対策は1国だけでは無理で国際協力が不可欠だと言われており、本当にそのとおりです。実は、加害者たちは既に「国際協力」をしています。例えば、メキシコからアメリカへと国境を越えて入ってくる人たちがたくさんいますが、国境警備の人たちに聞くと、何もメキシコの人たちだけが入って来ているのではない。例えば、中国からは北回りでも南回りでも人が移動していますが、その中国の人たち、アフリカ諸国の人たち、中東諸国の人たちなど、いろいろな人たちがいろんなルートで南米に渡り、だんだん北上して行き、メキシコあたりで1つのグループになって、あるいはグループにさせられて、それで国境を越えていく。加害者たちの国際協力は、既になされているのです。だから、防ぐ方も国際協力が絶対不可欠であるということになります。

もう1つ注目しなければいけないのは、加害者は犯罪組織の構成員に限らないということです。確かに私たちもTIPのことを国際組織犯罪と呼んでいます。それはイコール、関与した加害者すべてが犯罪組織構成員という意味ではありません。そうではなく、勧誘から始めて被害者を移送し搾取の現場に送り込むという、この人の流れが組織的に行われているという意味、人が流れて行く過程にはいろいろな人が組織的に関与しており、

そうでなければ人は流れないという意味です。もちろん、本当に背後で操っているのは犯罪組織の人である可能性は強いですが、前面に出ている人たちの多くはごく普通の生活や仕事をしていることが少なくない。例えば最初の勧誘者、リクルーターは身近な人が多い。先ほどのDVDで、タイの女性が行方不明になったケースでは親族がリクルーターでした。同じ村の人であるとか、そうした身近な人もリクルーターになる。如何にも犯罪組織の者ですという人が勧誘に来たら、普通は、警戒しますよね。だから、身近な人が勧誘するのです。それから、被害者の移送にも、普通の人アルバイトで関与することがあります。例えば、タイから日本に女性たちを運んでくるときに誰かがアテンドして来ますが、それも国立大学の学生がアルバイトですることもある。そして日本の成田や関西空港に着くと、そこに迎えが待っていますが、いかにもヤクザのような人だけが待っているのではなく、普通の人アルバイトでカップルで夫婦のような形で迎えに行くこともある。

以前、シアトルで聞いた話ですが、カナダのバンクーバーとアメリカのシアトルは隣り合っており、例えばカムチャッカ経由でアラスカに入り、カナダに来た女性たちが、夜、ヨットやボートで、バンクーバーからシアトルに送られてくる。両方のまちにヨットハーバーがあり、普通の市民がヨットやボートを持っている。そして、アルバイトで犯罪に加わる。このように、いわゆる犯罪組織とまったく関係ないと言われている人たちが、アルバイト感覚で関与してしまうのです。その人たちにとっては単なるアルバイトかもしれませんが、この人たちの行為がなければ、人の流れは断ち切れ、TIPは成功しない。この人たちの行為があるからTIPが成功するので、責任は極めて重大です。

それから、性の搾取で言えば、買春者がいなければ、つまり需要がなければ、女性たちは取引されない。その意味で買春者はTIPの不可欠の構成要素であり、加害者です。しかし、買春者の圧倒的多数は「普通の人」です。皆さんの周りにもいるかもしれない。労働搾取で言えば、搾取する企業の経営者も、圧倒的多数は犯罪組織とは関係ない。でも、需要者という意味では、買春者と同じ立場です。このように、故意か過失かはともかく、

いわゆる「普通の人」がTIPには関与している。たとえ過失であったとしても、この人たちがいなければ人の流れは止まります。だから不可欠な構成要素です。そういう意味で、責任は極めて重大です。

3 送り出し国/地域の現実

3.1 災害、紛争、政治の不安定、経済の崩壊、賄賂の横行etc.

送り出す方の国ですが、UNODCの報告書を見ますと、災害や紛争、政治の不安定、経済の崩壊等々があります。

被害者の主要な出身国について少しお話ししますと、例えばミャンマーは、軍事政権で経済が悪化している。インドネシアやハイチでは、地震があつて、その後、とりわけ子どもがTIP被害に遭っているという報道がなされています。

それからCIS（独立国家共同体）。ソビエト連邦解体後にロシア、カザフスタン、ベラルーシなどの国々で形成された国家連合を略してCISと言います。これらの国々には政治的、経済的に混乱したところもあつて、北欧や西欧などに人が流れ、日本にもたくさん来ているという状態です。

コソボには国連の平和維持軍が入っていて、実はその維持軍の兵士たちが買春等をしているという話があります。自衛隊にもそういう話がありました。フィリピンは、国策として労働力を輸出していると言われていいます。経済的に崩壊していますから。

送り出し国のこのような事情については、別紙にあります。

3.2 社会の中の脆弱な人々

さらに、1つの国の中でも、その社会の中の脆弱な人々が被害に遭いやすい。タイでいえば、北部の山岳民族の人たちやタイ国籍が認められない人たちがいますし、東北部などタイ国内でも貧しい地域があります。そのあたりの人たちが、やはり被害に遭いやすい。それから、失業した人やシングルマザー、病気、養育者がいない子どもなども、やはり被害に遭います。性別的には、女性が被害に遭いやすい。

3.3 社会文化的要因

その上に、例えばメディアが豊かな先進工業国のイメージを植え付けることがあります。家族への責任感が強く、とくには自己犠牲の奨励につながる社会もあります。

例えばタイでは、男性は仏門に入ることができるけれど、女性は入れないようで、女性は仏門に入る代わりに自己犠牲的に働いて、親にお金を渡すことで親孝行をするというようなこともあるそうです。

このように、送り出し国では大変厳しい状態です。

4 受け入れ国/地域の現実—日本

4.1 日本の現実

では、受け入れ国である日本ではどうか。1970年代、買春ツアーでたくさん日本人がアジア諸国に出かけていき、そこで買春をしたことをご存じでしょうか。これが国際的に批判されると、80年代からは出かける代わりに、今度は人を買ってくるようになったと思われます。

警察庁は2004年に、過去の入管法違反の事件などを中心に記録を洗い出し、もう1度チェックをしました。その結果、TIPの被害者が280人いたことが分かったと言われています。つまり、これ以前はTIPという観念がなくて、単にオーバーステイなどの入管法違反の加害者、日本社会に対する加害者であるというふうに長く考えられていたのです。しかし、国際社会からの批判と実態が少しずつ明らかになったことで、2004年頃から事件の見方を変え、もう1度チェックしてみると、TIPの被害者がこんなにいたんだということです。先ほどのDVDにありましたが、本当にひどい、まさに奴隷状態です。

4.2 日本が受け入れ国であり続ける理由

日本が受け入れ国であり続ける理由を少し話します。まずは需要の存在が1番大きいと思います。性産業、「10兆円産業」などと言われて久しいですが、やはりかなり隆盛な性産業があると思います。

それから、きつい、汚い、危険、の3K労働などの大きな受け入れ市場の存在があります。そして、やはり根底には性差別と、とりわけアジア系の外国籍の人たちに対しての差別も大きいと思います。さらに、需要を的確に規制する法制度が未整備であること。むしろ許容しているのではないかと思うくらいの法制度です。

日本社会には、長い間、「日本にいるのは外国人の不法就労者であって、TIP被害者はいない。だからTIPは日本の問題ではない。」という認識がありました。実は日本政府は、2004年より前から、メコン川流域のタイやカンボジア辺りでTIPが頻発していると考えており、この地域のTIP対策のために資金を提供してきました。でも「日本には被害者はいない」という前提だったので、日本国内では何の対策もとってこなかった。政府の人だけでなく、普通の日本人も、彼女あるいは彼たちは、金儲けのために好きで日本に来ていると思っていた。ひどい目に遭っているという新聞報道はたまにあるが、それはある意味自業自得で、帰国できればよいのではないかと考えていたと思います。

しかし、政府は認識を変えました。少なくとも2004年以降は国内での対策を講じています。普通の日本人が果たして認識を変えたのかは、これは、分かりません。

5 どんな対策が必要か

意識を変え、需要を根絶するためにも、法制度の整備が必要です。逆に言えば、法制度の不備はこのような事態になっている主要な原因の一つだと思います。では、どんな対策が必要か。

まずは実態の把握が必要です。これはとても重要なことだし、最初に重要なことです。が、実はこれが非常に難しい。

実態の把握と並行して、対策を考えなければいけない。対策の具体的な中身としては、先ほど3つのPといいましたが、Prosecution、Protection、Preventionの各項目が必要ということになります。

先ほどのDVDでタイの状況が出ていましたが、タイは日本からみると

送り出し国です。しかし、メコン地域の中ではタイは経済先進国なので、メコン地域の他の国、例えばベトナム、ラオス、カンボジアやミャンマー、あるいは中国の雲南等から、タイに人が送られて来ており、受け入れ国です。また、例えばカンボジアの人がタイを経由してマレーシアやインドネシア、シンガポール等へ出て行くなど、タイは中継国でもあります。送り出し国・受け入れ国・中継国という、いろんな意味でタイではTIP 事案が多数生じている、そのためもあって、タイのTIP 対策は日本よりも進んでいます。

6 各国の取り組み

世界の多くの国がTIP 対策をとっていますが、少しだけ紹介します。まずタイですが、とくに私がすばらしいと思うのは、MOU (Memorandum of Understanding) という相互理解の協定のようなものがあることです。MOUは政府機関とNGOの間でもありますし、政府機関の中でそれぞれの省ごとにMOUがつくられたりしています。また、例えばタイとカンボジアとの間のMOUもあります。これにより、どこの国、どこの省、どこの機関が何をやって、NGOが何をやってということが、かなり具体的に取り決めがなされています。タイでは売買春は犯罪ということになっていますが、TIPの被害者は犠牲者ということでシェルターに保護されることとなります。

次にアメリカですが、2000年にTrafficking Victims Protection Act (人身取引被害者保護法)、略してTVPAを制定し、それに基づいて毎年6月頃、国務省がTIPレポートを発表しています。国務省が東京の米国大使館のウェブサイトを見れば、載っています。このレポートでは他国のTIP対策をランク付けしており、それが常に適正な評価かは疑問もありますが、まあ、各国の対策の概要はつかめると思います。アメリカ国内でのTIP対策に触れる時間はありませんが、ひとつだけ褒めておくと、対策のために相当の資金を使っているということです。

7 日本政府の対策（1）

7.1 加害者の処罰と被害者の保護

さて、日本政府の対策はどうか。みなさんのお手元に「人身取引対策行動計画2009の概要」を資料として配布しています（巻末資料1）。この2009年行動計画の前に、2004年12月に「人身取引対策行動計画」がつけられました。2009年計画の前身のようなものですね。そこで加害者の処罰、被害者の保護、防止について定められました。

処罰のところでは、1番大きかったのが刑法の改正です。人身売買罪という新しい犯罪規定がつけられました。これは主に先ほど説明した「転売」に対応する規定ですが、ブローカーの行為にも適用されます。

被害者の保護についても、いくつかの施策が実施されました。1つは入管法を改正し、TIPの被害者だと分かたら、その人に対し「在留特別許可」を出すことにしました。「在留特別許可」を簡単に説明しますと、まず、外国人が日本に適法に滞在するためには、有効なパスポートと有効なビザ（査証）を持って日本に入国し、かつ入国の際に許可された「在留資格」と「在留期間」の範囲内で滞在することが必要です。許可された「在留資格」で認められた活動以外はしてはいけないし、許可された「在留期間」を超えて滞在してもいけない。とくに「在留期間」を守ることが重要です。しかし、TIP被害者の中には「在留期間」を超えている、オーバーステイの人がいます。その人たちは、「短期滞在」や「興行」の在留資格で入国し、90日あるいは15日が過ぎるとオーバーステイになります。そうすると、違法な滞在となりますから、本来は、すぐに「退去強制」となります。しかし、入管がTIP被害者だと認めれば、特別にちゃんとした在留資格が許可される。これが在留特別許可です。そして、入管法の規定上、TIP被害者であれば在留特別許可が可能であることを明示しました。実際には、この在留特別許可により、「特定活動」という在留資格が付与されています。

それから「婦人相談所や民間シェルターで一時保護をする」ということも、これは法律ではなく通達ですが、明示されました。先ほどDVDに「ヘルプ」という民間シェルターが出てきましたが、これは東京にあります。

ほかに「女性の家サーラー」というシェルターもTIP被害者を保護しています。「婦人相談所」は、様々な理由で困難に直面している女性のための唯一の公的シェルターであり、全都道府県に必ず1ヵ所以上あります。

被害者の帰国支援については、日本政府がIOM（国際移住機関）に資金を提供し、そこを通じて帰国支援を行っています。

7.2 TIPの防止

防止については、日本政府は「興行」の在留資格審査基準を改正しました。これはどういうことか。

いま日本の入管法には約28種類の在留資格があり（昨年の法改正により30種類になる）、そのいずれかを持っていなければ日本に適法に滞在できないということになっています。その1つが「興行」という在留資格です。これは、本来はエンターテイナー、日本語で言えば「芸能人」のための資格で、シンガーとかダンサーのための資格です。一流ホテルのバーなどでピアノを弾いたり歌っている人がいますが、その人たちはちゃんとした興行の仕事をしていると思います。しかし、日本に「興行」の在留資格で入ってくる女性たちの多くは、そういう所ではなくて、バーやスナック、クラブで接客をしていました。でも、この接客は「興行」の在留資格ではできない、違法なのです。ところが日本政府は、女性たちが接客をさせられていること、つまり違法状態だと知りつつ、ずっと放置していました。接客するだけならまだしも、売春を強要されていたことも、実はある程度知っていた。それではいけないということで、ようやく日本政府も腰を上げ、2005年と2006年に法務省令を改正し、「興行」の在留資格についてきちんと厳しく審査し、本来の姿に戻すことにしました。このあたりが1番大きなことです。

8 成果

これらの対策の成果については、資料の「平成21年中における人身取引事犯について」に検挙件数や被害者数が載っています（巻末資料2参照）。

ざっと見ると、2005（平成17）年や2006（平成18）年あたりが1番多く、そのあとずっと減ってきています。

でも、さすがに政府の方も、これを見て「日本ではほんのわずかしが被害者がいない、あるいは加害者がいない」とまでは言いません。「暗数がかなりあるだろう」と言っています。しかしながら、一定の成果が上がったというふうに考えています、かなり減っているのは事実ですから。ただ、これは、警察や入管に発見される数であって、相当の暗数があるはずです。

次に、資料の「被害者の国籍等」を見てみます。被害者の国籍で1番多いのは、トータルで見たらタイです。タイの次はフィリピン、インドネシアと続いています。先ほどのDVDに、コロンビア大使館のケースワーカーが登場していますが、コロンビアの被害者は一時すごく多かったのですが、その後はものすごく減って、今、ほとんど発見されません。これが本当にいないのかどうかは、分かりません。発見される被害者が減ったということだけです。

この資料では、例えば中国(台湾)国籍である被害者が何人か出ています。台湾の方のお話を聞くと、「この数年間で約250人の被害者を保護した」と言うんですね。だけど日本政府が把握しているのは、ほんの数人です。だから、実態はよく分からない。少なくとも、かなりの暗数を含むということは間違いないだろうと言われています。

次に、資料の「被疑者の国籍等」を見てみます。日本国籍の被疑者はそれほど多くなく、むしろ他の国籍の被疑者が多いです。これが本当に実態とあっているのかは、よく分かりません。例えばフィリピンの被害者の人がいるとします。「フィリピンでリクルートされて、フィリピン人がアテンドして、名古屋の中部国際空港に来た。そこで受け入れのブローカーのフィリピン人がいて、被害者を職場に連れて行ったが、その職場のオーナーは日本人だった」というケースがあります。しかし、本当にブローカーがフィリピン人だけなのか、その背後に日本人がいないのかということは、実はよく分からないのです。

これは警察の方も、なるべく川上にさかのぼりたいという気持はあると思いますが、なかなか分からない。結局、表に出やすい風俗店のオーナー

とか、ママさん役の外国籍の人であるとか、そういう人たちが被疑者として拳がって来るといことです。

9 課題

9.1 被害者の保護支援

2004年の行動計画で一定の成果はあったと思いますが、いくつかの課題があるということで、これをまとめてみました。

まず、私が最大の問題だと思っているのは、政府の体制です。一元的にすべての情報を集め、政策の立案・企画・調整を行い、効果も把握して改善していく、そのための責任機関がない、ということです。今は関係省庁の連絡会議というので調整していますが、どうしても限界があります。責任機関を作り、そこにNGOも参加させる必要があると思います。

また、実際には被害者だと分かれば逮捕はしないし、退去強制もしないということになってはいますが、法的には依然、刑事処罰の対象になっていたり（入管法違反、売春防止法違反、風俗営業法違反など）、退去強制の対象になっている被害者が相当数、います。確かに「被害者である」と認定されたら、刑事処罰や退去強制の対象にはならないのですが、認定されなかったら、やはり刑事処罰を受けたり、退去強制処分を受けます。「被害者である」と認定されるか否かがとても重要になりますが、これは警察と入管が判断しています。

また、現在、被害者保護支援の専門機関はありません。確かに婦人相談所が被害者保護をすることになっていますが、婦人相談所の方自らが「自分たちは警察のためのホテルにすぎない」とおっしゃっている位で、そこが専門的に中心となって保護支援をするという体制にはなっていません。そのような資金も人材も補填されていない。まさに一時保護するシェルターの機能だけという感じです。

さらに、被害者の保護支援に十分な知識・経験・能力を有する民間シェルターへの、特に財政的支援が本当に少ない。本当に厳しい財政状況の中で、民間シェルターは本当によくやっています。その働きを政府はもっと

評価し、せめて財政援助くらいすべきだと思います。

社会保障関係の法律の適用や準用も拒否されています。日本人であれば、何らかの犯罪被害に遭い、あるいはDV被害に遭って、お金がなくて医療を受けられないという場合には、生活保護を受けて無料で受診することができます。でも、外国籍の人が生活保護を受給するには制限があります。

「生活保護法」という法律は、その適用対象を日本国民に限定しています。そうは言っても、日本に二百数十万人の外国籍の人がおり、そのすべてに「あなたは日本国籍がないから使えません」とは言えないので、一定の場合は「準用」という形で、生活保護を使うことができます。一定の場合とは、日本人の配偶者であるとか、定住者、永住者等の在留資格を持っている場合です。しかし、TIP被害者は、警察や入管が確かにこの人は被害者であると認定してくれても、認められる在留資格は「特定活動」であり、これでは生活保護法は準用できないとされているのです。

それから、法的権利の回復ですが、日本人の多くは「どうせ金儲けのために来ているのではないか」と思っているかもしれません。確かに、過半数の人は働くために来ていると思います。働くために来たのに、実際は搾取され、結局、被害だけ受けて、働いたお金は全く得られないということになります。僅かに送金できた人でも、例えばフルで働いて1カ月に日本円で3万円だけ。それはやはり搾取というべきです。だから、ちゃんと働いた分を持ち帰ることを望んでいますし、それは当然だと思います。搾取されたのですから、本来は、働いた分以上に損害賠償をちゃんと認めなくてはいけないと思いますが、それも今のところほとんどできてない。だから、多くの被害者は、本当に手ぶらで帰る。そうすると、来る前の状態に戻っただけだったらまだしも、「借金」をして来ているケースでは、ものすごいマイナスです。例えば、中国から「研修生」として来た人の中には、紹介機関に日本円で100万円ぐらい保証金を取られている人がいる。これはものすごい金額ですよ。それで、余りに酷い労働条件のために逃げ出したら、紹介機関がそれを没収したりする。性的搾取の場合には、妊娠した状態で帰るとか、性病に罹患して十分な治療も受けられず、完治しないまま帰国したりするわけです。来る前の状態、ゼロに戻るわけではないので

す。マイナスの状態になってしまうことがたくさんある。それにもかかわらず、何のお金も得られずに帰っていく。

他方で加害者は、場合によっては処罰されるかもしれませんが、得た利益というのは、どこかに隠せばそれっきりで、そのまま加害者のもに残っているという状態です。これはやはり、いくら考えても不公正だろうと思います。場合によって、国がその利得を没収することもあります。一般国庫に入り、被害者支援にその金は回りません。

また、TIP被害者は犯罪被害者保護の対象に事実上含まれていないとレジュメに書きました。ここ何年か、犯罪被害者の保護の重要性が日本国内でも言われており、そのこと自体は大切なことだと思います。しかし、では外国籍の人が犯罪被害者保護の対象として政策的に入っているのか、とりわけTIPの被害者が入っているかという、実は入っていない。犯罪被害者保護基本法や基本計画の中では、外国籍の人についてはほとんど何も触れられていない。もっぱら日本人を対象にしています。明文で排除しているわけではありませんが、ほとんど何も出ていないという状態です。だからまだ改善をしなくてはいけないところがある。

9.2 被害の防止

被害の防止については、まず、実態、原因、責任を含めた周知、啓発が重要です。今日、みなさんにDVDを見ていただきましたが、やはり知らない人が圧倒的なのかと思っています。政府が一定の対策をとっているとは言え、例えば学校教育や社会教育の中でまだ十分に教育・啓発がなされていないと思います。政府には「TIP対策関係省庁連絡会議会」というのがあり、タスク・フォースと一応、呼ばれていますが、ここに文部科学省がようやく入りました。ずっと入っていなかったのですが、ようやく入って、これから対策を考えるとっています。

需要の抑制に向けた法改正の検討は、まだ進んでいません。性的搾取については、風俗営業法とか売春防止法等をやはり変えなくてはならないというふうに考えています。それから、今まであまり触れませんでした。実は、国際結婚や養子縁組の形で被害者が送り込まれてくることもありま

す。ところが、国際結婚や養子縁組について、特にその斡旋や仲介をする業者への規制は、現在、調べた限りではごく僅かです（営利目的の養子縁組斡旋は禁止されていますが、実効性は疑問です）。皆さんが、例えば「国際結婚、仲介、紹介」でネット検索をすると、いろいろなサイトが出てきます。今は中国女性のサイトが多いのかもしれませんが、写真入りやスリーサイズ入りなど、いろいろあります。でも、その実態はよく分からない。

前に入管の人が「ああいうサイトがあるのは、まだよい方かもしれない。もっと本当に潜っているところがあって、そこはまったく実態が分からない。」と言っていました。何らかの法的規制が必要であると私は思います。

労働搾取については、いま日本に「研修」や「技能実習」という形で約20万人の外国人がいると言われています。女性と男性が半々くらいで、国籍的に1番多いのは中国です。これまでは、最初の1年が「研修」、その後2年が「技能実習」でした。「研修」の期間は、あくまでもトレーニングだからこれは労働ではないとされて、例えば労働基準法や最低賃金法等の労働関係法規が適用されませんでした。でも、実際やっていたのは、研修ではなく、低賃金の労働です。『外国人研修生 時給300円の労働者』という本が出ていますが、実態がよく分かります。スーパーに行くと、骨を抜いた魚の切り身を売っている。日本の卵は「物価の優等生」と言われますが、養鶏場で働いている人や養豚場で働いている人がいる。あるいは福井あたりの縫製業等でたくさんの人が服を作っている。メイド・イン・ジャパン・バイ・チャイニーズ（made in Japan by Chinese）です。そういうものがたくさんあります、私たちは低賃金搾取的労働に従事している外国人がいるおかげで、という言い過ぎかもしれませんが、その恩恵を受けています。でも、あまり知られていません。ここはちゃんとやらなきゃいけないです。2004年の行動計画の中では主に性的搾取を対象にしましたが、2009年の方では、政府も労働搾取が政策対象なんだということを改めて明示しました。それはよいことだと思います。

10 日本政府の対策 (2)

10. 1 人身取引対策行動計画2009

2009年の行動計画は、2004年の行動計画の上書きというか、一部修正です。だからそんなに違ってないのですが、やはり1番違うのは、対象として労働搾取を目的とするTIPを改めて明記したことになります。

「研修生とか技能実習生を受け入れます」というのは政府の施策です。全部ではないのですが、その一部で本当はすごい労働搾取が行われている。ということは、言ってみれば官製の人身取引になるわけです。でも、それは政府として認めたくない。でも否定はできない。行動計画2009の中には「研修」とか「技能実習」という言葉は全然出てきません。出てきませんが、明らかにそれを意識しています。

ただ忘れてならないのは、労働搾取を受けているのは何も「研修」や「技能実習」で来ている人たちだけではないということです。それ以外の在留資格で日本に入って来た人たちも、たくさん搾取を受けている。昨日も聞いた話ですが、どこかの山奥で自動車等の解体をしていて、そこで働いている男性労働者は全部パキスタン人だそうです。その人たちは、「短期滞在」か何かの在留資格で入ってきて、オーバーステイになり、搾取されている。いくらかの賃金は出ているのですが、極めて低賃金であろうと。つまりは日本に需要があるから、そういう搾取が成り立っているのです。

この行動計画2009の中で、加害者取り締まりの部分ですが、児童ポルノ等の排除に向けた取り組みの強化が記載されています。今の日本の法律では、児童ポルノは、製造したり流通させることは違法であり、処罰対象です。でも、ただ持っているだけ、あるいは自分が使う・見るために持っているだけなら、違法ではないし処罰対象でもない。全然構わないんです。だから、最後のエンド・ユーザーは、まったく何の問題もないということになっています。でも、普通、商品は需要があるから流れていきます。ポルノの使用と性犯罪の間に因果関係があるのかなのか、議論がありますが、因果関係があるという研究成果も出ています。しかし日本では、今のところ、この辺はまったく規制対象になっていない。

それからもう一つ、日本で性的な問題を考えるときに大きな問題は、法律が、17歳と18歳の間で線を引いているということです。17歳までの人は「児童」と呼んで、これは保護しなくてはいけない、仮にイエスだと言ったとしても十分な判断力がないのだから、イエスはイエスとはならないことになっています。ところが、誕生日を越えて18歳になった途端、もう「大人」なんだから彼女たちの自由意思、自己決定権を尊重しなければいけないと、本当にがらっと変わってしまい、ほとんど規制がありません。それでよいのかという議論は、本当はありますし、私はよくないと思っています。この問題も含めてちゃんと議論をして対策をとらないと、性的搾取はなかなか無くならないと思っています。

被害者の保護に関して言いますと、いま日本では、ホットラインがありません。多くの国にはホットラインがあり、それなりに有効だと言われていますが、日本にはありません。これはつくるべきです。

TIPの対策として関係機関の連携強化のための手続きの検証は重要です。基本的にいろんな政府機関が関係していますが、関係機関の縦割りで、人のことに口を出せないということです。内閣官房が調整機関としてやっていますが、それでもなかなか各省ごとの領域には踏み込めません。先ほども述べましたが、一元的機関・責任機関がやはり必要だと思います。

10. 2 更なる課題

更なる課題としては、いろいろと政府も対策をとり、それなりに成果が上がっているのかもしれませんが、やはりいま1番頭が痛い問題は需要をいかになくすかということです。

法律や制度というのは、つくったからといって100%そのとおり、びっしりなることはあり得ないし、びっしりなるというのもちょっと怖いような気がします。やはり教育や啓発が1番重要かと思っています。

ただ、これが難しい。どこの国でも1番頭を悩ましており、日本もそうです。一つの試みとして、国立女性教育会館（National Women's Education Center 略称NWEC）が、TIPについてプロジェクトチームをつくり、『人身取引（トラフィッキング）問題について知る』という冊子を出しました。

この冊子は取りあえずの試みとして作っていて、ウェブサイトからダウンロードできます。NWECCからは、これを使って大学等で授業をしてみてくださいと言われており、機会があれば使っています。ただ、これをもう少し改善をして、小学校や中学校あたりから使えるものにする、もう少し広くとらえて教育をしていく必要があるだろうと思います。結局は外国人や女性への差別問題だと思しますので、TIPに特化しなくてもよいと考えています。

国内の政策について政府の人たちと話していて、いつも「うーん」と思うのは、「人身取引はすごくひどいことだから、それをなくさなければいけません」と言われることです。それはそのとおりだし、その限りでいえば関係機関の一线の人たちは熱心によくやっていると思います。でも、認定が問題で、一方で「この人たちは人身取引の被害者だ」となれば保護し、他方でそこからはずれたら「この人たちは入管法違反者である」とする。そういうことで、黒と白をつけてしまって、こちらだけ保護して、あちらは日本社会にマイナスだから厳しく対処するというのは、よろしくないと思うんですね。よろしくないという意味は、TIPの定義に該当するかどうかは、本当に難しい判断だからです。本当に難しい判断なのに、白か黒かをつけて、対応にこれほどの差を付けてよいのかという疑問です。

先ほどのDVDで、コロンビアの女性が鎖や鍵、錠前で閉じ込められていましたが、そういうケースでは誰が見ても「それはひどい。明らかに人身取引だと考えるべきだ」と思うんですね。でも、そういうケースだけではないのです。お客さんを同伴するために携帯電話を持たされている女性が、その携帯電話で本国と通話もできる。パソコンでメールすることができる人もいます。多くの場合、被害者は店の寮に住まわされ、店のオーナーなどが店と寮との送り迎えをする。寮には監視カメラや鍵があり、扉があって出られないというケースもあるが、一応、一人で外出はできるというケースもある。中には「ディズニーランドに行きました」というケースもある、お客さんと一緒にすけどね。それらの点だけを捉えると、本当にその人がTIPの被害者なのかどうか、「自由意思で働いているだけではないか」と考える人もいるはずですよ。警察や入管も、そのように判断する可能性があ

ると思います。でも、よく考えると、フルタイムで働いても給料は3万円かもしれないし、借金もあるかもしれない。例えば日本円で1万円ぐらいで家族4人、5人で暮らしている人にとっては、「では5万円の給料を払うよ」と言われれば、それはよい条件ですよ。それを自由意思で考えるのはおかしいと思います。また、一生懸命に働いたのに、何だかんだと控除され、一番最後、帰国時の空港でようやく給料を渡されたが、大幅に減額されていたというケースもあります。それらを問題のないケースとして、自由意思でやっているのだとして振り分けるのは、おかしいと思うのです。仮にTIPに該当するとまではいえなくても、受けている被害・搾取の状況に応じた保護は必要だし、政府はそれをすべきではないでしょうか。そういう意味で、「人身取引被害者だけ保護します」ということでは、十分な対策ではないと思います。

もう1つ、最初に述べたように、人は流れていきます。今は移動手段や情報伝達手段がすごく発達していますから、完全に日本の門戸を閉めることは無理ですし、それがよい政策であるとも思いません。だから、日本がどういう条件で、どれだけの人を、どういうふうに受け入れていくのか、受け入れる以上、責任を持って受け入れていかなければいけないのですが、そういう移民政策をきちんとしなかったら、最終的にこの問題は解決しないと思います。その点で、日本政府の移民政策は、実をいうと、よく分かりません。自民党政権のときに、自民党の中で2つのグループが移民政策のペーパーを出しました。それを見ると、ローテーション政策です。つまり、ある程度、工場労働などについても合法的に入れるようにするけれども、その場合、例えば3年ぐらいの期間限定付きで、それで帰ってもらう。その代わりに、いる間だけは、今までのような搾取的労働を放置するのではなく、日本人と同じようにきちんと労働基準法も適用し、それなりの賃金を払う。その代わりに一定期間で帰ってください、とする。そのような政策が記述されていたと思います。

民主党がどう考えているのか、私はまったく分かりません。自民党であろうと民主党であろうと、いずれにせよ、きちんとした移民政策をつくらないといけないのだらうと思っています。

< 卷末資料 1 >

人身取引対策行動計画2009の概要

現行計画(平成16年12月策定)

在留資格(興行に係る上陸許可基準の見直し、人身売買罪の創設、取締りの徹底、取締りの徹底、被害者への在留特別許可の付与を可能とする入管法の改正等各種施策を貫実に実施 ⇒ 我が国の人身取引事例は大きく削減(人身取引事件の減少、適切な被害者保護等)

国内情勢

被害者の在留資格について、「日本人の配偶者等」の割合が増加するなど、人身取引手口が巧妙化・潜在化しているとの指摘

⇒ 内外からの指摘を踏まえ、人身取引を取り巻く情勢に真摯に対応する必要がある

国際的な関心の高さ

国連特別報告者の見解
「日本が多くの人身取引被害者の目的地となっている」

人身取引の実態把握の徹底

総合的・包括的な人身取引対策

1 人身取引の防止

- (1) 潜在的被害者の入国防止
 - 出入国管理の強化
 - 偽変造文書対策の強化
- (2) 在留管理の徹底を通じた人身取引の防止
 - 厳格な在留管理による偽装滞在・不法滞在を伴う人身取引事件の防止
 - 不法就労対策を通じた人身取引の防止(※)

3 人身取引被害者の保護

- (1) 被害者の認知
 - 潜在的被害者に対する被害者保護施策の周知
 - 取締り過程における被害者の発見(※)
- (2) 被害者保護の徹底
 - 被害者としての立場への配慮
 - 被害者の法的地位の安定
 - シュルターへの提供と支援
- (3) 婦人相談所における母国語による通訳サービス
 - 被害者に対する法的援助に関する周知等
- (4) 被害者保護施策の更なる充実
 - 中長期的な保護施策に関する検討等
 - 男性被害者等の保護施策に関する検討
- (5) 韓国支援の推進
 - 被害者の帰国に際しての安全確認の実施

注: 赤字は、新規に講ずる施策。※については、現行計画にも盛り込まれているが、内容の見直しを行ったもの。

出所: 内閣官房ホームページ

2 人身取引の撲滅

- (1) 取締りの徹底
 - 人身取引事件の取締りの徹底
 - 売春・売淫等の取締りの徹底
 - 児童の性的搾取に対する厳正な対応
 - 悪質な雇用主・ブローカー等の取締りの徹底(※)
- (2) 国境を越えた犯罪の取締り
 - 外国関係機関との連携強化
 - 国際捜査共助の充実化

4 人身取引対策の総合的・包括的推進のための基盤整備

- (1) 国際的取組への参画
 - 人身取引協定書の締結
 - 国民等の理解と協力の確保
- (2) 人身取引に関連する行為を規制する法令の遵守の促進等
 - 性的搾取の被害者への救済
 - 人身取引に關連する行為を規制する法令の遵守の促進等
- (3) 人身取引対策の推進体制の強化
 - 関係行政機関職員への知識・意識の向上
 - 関係行政機関の連携強化・情報交換の推進
 - 外国人施策の推進・検討のための枠組みとの連携

＜巻末資料2＞ 平成21年中における人身取引事犯について

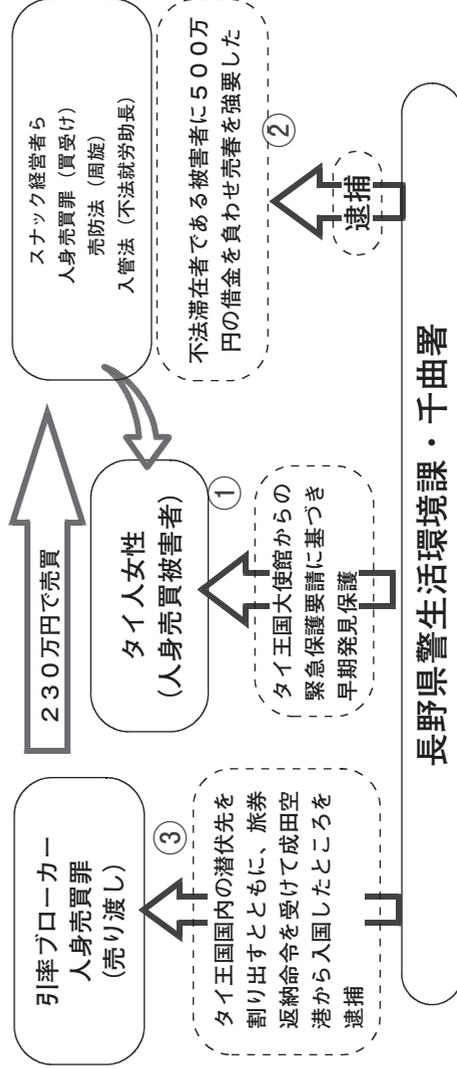
1 人身取引事犯の検挙状況等

	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	計
検 挙 件 数	64	44	51	79	81	72	40	36	28	495
検 挙 人 員	40	28	41	58	83	78	41	33	24	426
ブローカー	9	7	8	23	26	24	11	7	6	121
被害者総数	65	55	83	77	117	58	43	36	17	551
タイ	39	40	21	48	21	3	4	18	8	202
フィリピン	12	2		13	40	30	22	7	4	130
中国(台湾)	7	3	12	5	4	10		5	1	47
日本							1	2	2	5
中国(マカオ)								2		2
中国		4	2					1		7
中国(香港)									2	2
バングラデシュ								1		1
インドネシア	4		3		44	14	11			76
コロンビア	3	6	43	5	1					58
韓国				3	1	1	5			10
ルーマニア					4					4
ロシア				2						2
カンボジア			2							2
オーストラリア					1					1
エスタニア					1					1
ラオス				1						1

出所：警察庁保安課広報資料（平成22年2月18日）

2 検挙事例：タイルート売春目的人身売買事犯（長野）～長野県警において広報済み

平成 21 年 5 月、在京タイ王国大使館から警察庁に対し、人身売買に係るタイ人女性（21 歳）の緊急保護要請があり、これを受けた長野県警は、同女を保護するとともに、その後の捜査によって、同女に売春を強要していたスナック経営者（41 歳）らを入管法違反（不法就労助長）、売防法違反（周旋）及び人身売買罪（買受け）により逮捕した。さらに、長野県警は、同女をスナック経営者に売り渡した引率ブローカー（40 歳）を特定するとともにタイ国内の潜伏先を割り出し、帰国した同引率ブローカーを人身売買罪（売渡し）により逮捕した。



出所：同上